

快適で安全・安心な住環境を求める方を支援

# 住宅リフォーム費用を助成します


申込期間

4月1日～ 随時受付

※予算がなくなり次第終了します。

町では、町民の皆さんやこれから安平町に移住される方が、自ら所有している住宅のリフォーム費用の一部を助成します。

詳しくはお問い合わせください。(問合せ 施設課施設グループ ☎2516)

対象者	町内に住所を有する方、または安平町に移住をされる方 5年以上居住することを確約できる方 町税等の滞納をしていない方 暴力団等に属していない方	
対象工事	バリアフリー改修工事 (通路幅拡幅、浴室・トイレ改良、段差解消など) 耐震補強工事 (昭和56年5月31日以前に着工された住宅) 町が定める基準以上の断熱・省エネ改修工事 (省エネ住宅ポイントとの重複は不可)	
対象住宅	町内にある専用・併用住宅 築後10年を経過している住宅 建築基準法等を遵守している住宅 町内の業者がリフォームする住宅	
助成額	対象工事の税込み額が10万円以上のリフォームの2分の1 (最高150万円) 18歳以下の子の人数によって助成額を加算 (上限あり)	
<p>※昭和56年5月31日以前に着工された住宅は、耐震一般診断で総合評価1.0以上であること、または、耐震補強工事により総合評価1.0以上とすること</p> <p>【対象とならない工事】 下記は、対象とならない工事の一部です。詳しくはお問い合わせください。 単なる屋根・壁の塗装や張り替えや住宅の解体、給湯ボイラー等の機械設備、設計費など</p>		

## ◆ 119番の受付窓口が統合されます ◆

現在、消防・救急無線はアナログ無線で運用していますが、無線電波の整備により使用期限が平成28年5月31日までとなっています。このことからデジタル化へ移行する準備を進め、当町管内は本年4月1日からデジタル無線の運用を開始し、安平支署が基地局となります。

これにより、固定電話からの119番通報についても、5月1日から全て安平支署で受付することになりましたので、お知らせします。(本来同時に運用開始となるところですが、電話回線工事の事情から5月1日となったものです。)

なお、初動体制については、これまでどおり早来地区は安平支署、追分地区は追分出張所からの出動となります。また、携帯電話からの119番通報受付については変更ありません。概要は下図のとおりです。(問合せ 消防署安平支署 ☎2074)

